

## 連帯保証人制度の見直しの検討における委員意見の概要

### ●第17回部会

#### ○制度の廃止の賛否

- ・連帯保証人は一人でよいという結論に達したものであり、さらに踏み込む事情がなければ連帯保証人制度を維持したまましかるべき対応をとるべきではないか。
- ・仮に連帯保証人制度を廃止するとなると連帯保証人が必要なために、UR賃貸住宅に流れていた層が公営住宅も視野に入れることになり選択肢が広がると思われる。
- ・連帯保証人制度は機能しているものの、全額の滞納家賃を回収できているわけではない。府が補填している差額分を減らすためには機関保証など別の対策を考える必要がある。
- ・連帯保証人という人的担保を公的な機関までもが求めているという点を考え直すべき。家族主義のような考え方はなくなっていくので、個人で負ったものは個人で支払うという考え方を浸透させた方が時代の流れとしてはよいのではないか。
- ・考え方としては上記意見に賛成。維持するコストを考えると、プラスになる制度を導入した方がよい。

#### ○検討課題

- ・連帯保証人制度を廃止することにより、家賃滞納に対する対応が難しくなる。また、入居される方は府民でもあり市民でもあるので、市営住宅の取り扱いについても問題となる。

(事務局) 連帯保証人制度を維持すると、一つ目に極度額について懸念事項がある。額がいかほどになるかという点と、極度額を設定することによりさらに成り手が減るのではないかという点である。

次に、機関保証を導入すべきではないかという要望が多いということである。

ただ、機関保証については有効な保証会社にやってもらえるのかという問題と、入居者には保証料という一定の負担が上積みされるという問題がある。

また、現在の猶予制度はいつまでも待つという中途半端な取り扱いの状態なので、場合によっては連帯保証人を免除するという事も考え合わせると、連帯保証人制度を維持しながらも実際はほとんど連帯保証人がいないという骨抜きの状態になるのか考えていく必要がある。

- ・制度を維持した場合、機関保証制度や免除制度を導入するとしたらかかなりのコストがかかると思われる。コストと制度効果のバランスを考えるべき。

## ●第18回部会

### ○機関保証

・機関保証について、保証会社がどこまで公営住宅の状況をわかった上で引き受けてくれるかわからない。保証人に関する検討は全国的にも進んでおらず、見通しがつきにくいことと、自然人での連帯保証人の選任が困難になってきていることは共通認識であると思っている。その中で民間の保証会社は選択肢の一つだが、まだその様相がわかりづらいと感じている。

・生活支援のあり方を考えなければならない一方、機関保証制度を適用することで、入居者にとって追加の賃料が発生するかもしれないし、連帯保証人が支払っていた原状回復費用を府の税金から支出するかもしれない等の様々な障害が考えられるが、連帯保証人の貢献は小さくなく、問題となる原状回復費用は、連帯保証人制度を廃止した場合も府の不利にはならないと思われる。

### ○連帯保証人制度廃止の賛否

・制度を存続する場合のデメリットとして、事務的コストがどの程度なのかがわかれば廃止の案には非常に納得がいく。

・セーフティネットや福祉の観点も重要だが、廃止の過程で検討したいいくつかの鍵になる部分の情報が示されていないか、見込みであったりすることが多い。具体的には、連帯保証人を要件としているが故に入居をあきらめている人の数があるかもしれないがわからないでは説得されない。また、京都市と歩調を合わせなければならないとしながら、先方は方針未定というのであれば、府はまだ動けないのではないか。さらに、連帯保証人制度を廃止することによる府の負担がわからないとなると、実施すべきとはならない。

・セーフティネットの最後の砦である府営住宅に条件は不要であると感じていたので廃止の方向で賛成である。ただ京都市の動向で方向性がひっくり返されるかもしれないという点は危惧している。京都市の動向はどのくらい把握しているか。

・調査をしても明確につかめない数字や効果があり、家賃の滞納が起こるかは予測できないことがあり、その中でどのような対応をするか考えるのがこの部会の趣旨である。事務局では機関保証について検討し、難しい状況があるとわかってこのような案を出したのだと理解している。

・本日の議論では少数の反対意見と多数の賛成意見があったと見受けられた。私は反対意見を変えるつもりはないが、大勢は賛成であったということでこのまま進めていただいても結構。